

A入試対象 授業料特別軽減制度について

自由の森学園中学校を第一志望としている生徒で、経済的理由で学費負担が困難な生徒に対して、独自の学費特別軽減の制度があります。2009年度より、所得基準を緩和し、より受けやすくなりました。制度の詳細は本校事務局にお問い合わせ下さい。

【対象】

対象
自由の森学園中学校を第一志望とし、A入試受験生
学費を負担する世帯の所得が、下記の基準に該当すること。

【軽減額】

対象生徒	定員	軽減額	参考
通学生	定員10名	220,800円	年間授業料（441,600円）の半額
入寮生	定員5名	441,600円	年間授業料の全額

【軽減基準】

世帯人数 ※	2人	3人	4人	5人	6人	7人
世帯の市町村民 税所得割額	64,800円以下	93,300円以下	119,000円以下	143,200円以下	155,800円以下	172,800円以下
総収入の目安	398万円	479万円	584万円	673万円	741万円	824万円

※世帯人数＝保護者＋保護者の税法上の扶養人数＋配偶者＋配偶者の税法上の人数
(住民票の世帯人数と一致しない場合があります)

- ・ 出願時に特別軽減申請書を提出し、入学手続き時に2010年度の課税証明書を提出していただきます。
- ・ この特別軽減制度については、2、3学年進級時に継続することができます。ただし、毎年度申請していただき、それを審査いたします。(対象は中学3年間のみになります)
- ・ 特別軽減枠での枠内では不合格となった場合でも、A入試試験の合格として入学が認められます。入学後に、本学園の一般軽減を受けることが可能です。
- ・ 特別軽減以外に一般軽減制度があります。積極的にご利用下さい。
特別軽減を受けた方は、一般軽減を受けることはできません。
- ・ 入学手続き時には、通常のコレを一旦納入していただきます。

ご不明な点は本校事務局までお問い合わせ下さい。

自由の森学園 中学校

〒357-8550 埼玉県飯能市小岩井613番地
TEL 042-972-3131 FAX 042-973-7103 IP 050-3066-6161
www.jiyunomori.ac.jp